

《参議院議員通常選挙投票所・投票区域一覧表》

町	投票区	投票所	投票所の住所	投票区	区域
盛	第1	大船渡市民交流館・カメラホール	内ノ目4-2	吉野町、上木町、木町、本町、愛宕町、八幡町、みどり町団地	
	第2	大船渡市総合福祉センター	下館下14-1	桜場、旭町、田茂山一区、田茂山二区、御山下、盛中央団地、下館下団地	
大船渡	第3	地ノ森いこいの森	地ノ森43-2	富沢一区、富沢二区、地ノ森一区、地ノ森二区、雇用住宅、赤沢団地、赤沢、県立病院合同公舎	
	第4	大船渡保育園	台24-11	上山、中央通、台町	
	第5	大船渡地区公民館	明神前10-14	明土、屋敷、明神前、田中、川原、明神前団地、野々田団地	
	第6	大船渡小学校(体育館)	笹崎67	北笹崎、南笹崎、永沢	
	第7	下船渡公民館	下船渡26-1	平一区、平二区、宮ノ前、下船渡、平三区	
	第8	熊野神社社務所	神坂24-10	船河原、峰岸、細浦、神坂、中野	
末崎	第9	ふるさとセンター	平林81	小細浦、平、小田、梅神、小河原、門之浜、平南団地	
	第10	碁石地区コミュニティセンター	中森22	中井、西館、碁石、三十刈、山根	
赤崎	第11	沢田公民館	石橋前1-9	中井一区、中井二区、沢田、佐野	
	第12	赤崎地区公民館	山口15-25	宿、後ノ入、大洞、山口、大立、永浜、森っこ	
	第13	蛸ノ浦漁村厚生施設	鳥沢219-5	清水、合足、蛸ノ浦	
	第14	長崎担い手センター	外口86-2	長崎、外口	
猪川	第15	大野公民館	大野40-2	大野	
	第16	猪川地区公民館	下権現堂8-11	上久名畑、下久名畑、新道、下権現堂、前田	
	第17	下富岡公民館	長洞107-5	下富岡、上富岡	
立根	第18	しんしん館(長谷堂公民館)	長谷堂127-4	長谷堂、長谷堂団地、上中井、下中井	
	第19	立根生活改善センター	関谷69-8	上手、平田、和村、川原、田谷、町場、大畑野	
	第20	菅生公民館	堀之内18-8	久保、菅生、下欠	
	第21	鷹生地域多目的集会センター	下鷹生85-4	甲子、鷹生	
	第22	小通活性化施設	下小通63-2	平山、小通	
日頃市	第23	板用多目的集会センター	中板用47-6	長安寺、板用、川内	
	第24	日頃市地区公民館	関谷21-5	宿、関谷、坂本沢	
	第25	大森公民館	大森6-2	大森	
	第26	田代屋敷公民館	田代屋敷20-5	田代屋敷、石橋	
三陸町綾里	第27	小路公民館	小路25-3	小路	
	第28	大船渡市綾里地区コミュニティ施設	平館75-2	石浜、田浜、岩崎下、岩崎上、野形、宮野西、宮野東、港	
	第29	野々前しおさい会館	大明神95-1	野々前	
	第30	漁村センター(綾里)	白浜93-1	白浜	
	第31	砂子浜生活改善センター	砂子浜43	砂子浜	
	第32	小石浜公民館	館ヶ森27-2	小石浜	
三陸町越喜来	第33	甫嶺地域防災コミュニティセンター	甫嶺74-1	甫嶺東、甫嶺西、上甫嶺	
	第34	崎浜公民館	仲崎浜185-7	崎浜西、崎浜東	
	第35	三陸支所	所通26-1	泊、浦浜南、浦浜西の一部(字小出の一部を除く)、浦浜仲、浦浜東	
三陸町吉浜	第36	遊・YOU・亭夏虫	小出59-1	浦浜西の一部(字小出の一部)	
	第37	吉浜地区拠点センター	上野93-1	大野、中通、下通、上通、後山、扇洞	
	第38	増館会館	増館14-4	増館	
	第39	根白会館	根白119	根白西、根白東	
	第40	千歳公民館	千歳170-2	千歳	

(3) 広報大船渡お知らせ版 令和4年6月20日号(No. 1225)

▷ 問い合わせ＝市役所 ☎0192⑦3111

投票用紙への記入方法と投票の順序

**比例代表選挙**

政 候 補 者 名  
党 名

(白色の投票用紙)

**選挙区選挙**

候 補 者 名

(薄い黄色の投票用紙)

①はじめに、岩手県選出議員選挙の投票をします。  
薄い黄色の投票用紙に、候補者の氏名を記入して投票してください。

②次に、比例代表選出議員選挙の投票をします。  
白色の投票用紙に、候補者の氏名または政党名のどちらか一方を記入して投票してください。

※投票しても、2人以上の氏名を書いたり落書きをしたりすると、無効票となりますのでご注意ください。

**入場券を忘れずに**

投票するときには、入場券を持参し、投票所の受付係に提出してください。

入場券を忘れたり、紛失した場合は、受付係にその事を伝え、再発行の手続きをしてください。

自分で投票用紙に書くことができない人は、代理記載による「代理投票」ができます。また、目の不自由な人は、「点字投票」ができます。代理投票や点字投票を希望する人は、投票補助者が投票

**代理投票と点字投票**

入場券を忘れたり、紛失した場合は、受付係にその事を伝え、再発行の手続きをしてください。

自分で投票用紙に書くことができない人は、代理記載による「代理投票」ができます。また、目の不自由な人は、「点字投票」ができます。代理投票や点字投票を希望する人は、投票補助者が投票

**不在者投票**

次の場合は、不在者投票(投票用紙を封筒に入れ、署名し投票する方法)となります。

① 出稼ぎ先、出張先などで不在者投票をする場合  
大船渡市選挙管理委員会に投票用紙などの必要書類を請求し、郵送された投票用紙などを持参し、最寄りの市町村の選挙管理委員会に出向いて投票します。

② 病院などの不在者投票施設で投票をする場合  
不在者投票施設として指定されている病院などに入院している人は、病院内で不在者投票ができますので、入院している病院などに問い合わせ



を手伝いますので、投票所の係員に申し出てください。いずれも、投票の秘密は固く守られますので、安心してこの制度を利用ください。

**身体障害者手帳の場合**

○印のついている部分が該当

障がい名	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
肝臓、免疫	○	○	○

対象となる人は次のいずれかに当てはまる人です。  
・身体障害者手帳が交付されている人または戦傷病者手帳が交付されている人で、一定の基準に当てはまる人  
・介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人

③ 郵便などで不在者投票をする場合  
身体に重度の障害があつて投票所に行けない人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、郵便などによる不在者投票ができます。対象となる人は次のいずれかに当てはまる人です。  
・身体障害者手帳が交付されている人または戦傷病者手帳が交付されている人で、一定の基準に当てはまる人  
・介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人

**投票所・開票所での新型コロナウイルス感染症対策のお願い**

投票所・開票所にお越しの際は、マスクの着用および手指の消毒にご協力をお願いします。

開票は7月10日(日)の午後8時15分から、市民体育館で行います。  
入場受付は午後7時30分から同会場で行いますので、参観を希望する人は係員の指示に従ってください。

**開票について**

7月6日(水)までに、「郵便等投票証明書」を添えて「郵便等」による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書」を請求してください。  
公示日前でも請求できますので、早めに手続きしてください。

(2)